

○鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 26 日

鳥取県規則第 7 号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例(平成 25 年鳥取県条例第 4 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(指定手続の申出書)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の申出書は、様式第 1 号のとおりとする。

(公表、縦覧等)

第 4 条 条例第 3 条第 3 項の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

2 条例第 3 条第 3 項の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 縦覧は、中部総合事務所県民福祉局、西部総合事務所県民福祉局及び東部地域振興事務所において行うものとする。

(2) 縦覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日その他知事が特に必要と認める日においては、縦覧を行わないものとする。

(4) 縦覧をしようとする者は、縦覧簿に必要な事項を記載しなければならない。

(5) 縦覧をする書類は、縦覧の場所の外に持ち出してはならない。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の縦覧の中止を命ずることができる。

(1) 職員の指示に従わない者

(2) 縦覧をする書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

4 知事は、条例第3条第2項の書類について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)及び鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表することができる。

(平27規則40・平28規則59・平30規則19・令元規則4・令3規則11・一部改正)

(実績判定期間の月数の計算方法)

第5条 条例第4条第1項第3号の規定を適用する場合において実績判定期間に1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。

(合併した特定非営利活動法人の特例)

第6条 合併した特定非営利活動法人が条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次に定めるところにより行う。

(1) 条例第4条第1項第1号及び第4号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法人が基準に適合する場合に適合と判定する。

(2) 条例第4条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した特定非営利活動法人を一の法人とみなして基準に適合する場合に適合と判定する。

(3) 条例第4条第1項第7号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した特定非営利活動法人のいずれかが基準に適合する場合に適合と判定する。

2 合併によって設立した特定非営利活動法人であって申出の日までに合併後最初の事業年度が終了していないものに対する条例第2条第3項及び第4条第1項第7号の規定の適用については、合併によって消滅した特定非営利活動法人の合併の直前に終了した事業年度の末日のうちいずれか遅い日をこれらの規定に規定する直前に終了した事業年度の末日とみなす。

(指定手続完了後に周知すべき事項)

第7条 条例第6条第2項第7号の規則で定める事項は、控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象特定非営利活動法人でなくなる年月日及びホームページアドレスとする。

(更新の申出)

第8条 条例第7条ただし書の規定による再度指定手続を行うための申出は、控除対象特定非営利活動法人でなくなる日の8月前から5月前までの間に行わなければならない。

(役員の変更等の届出)

第9条 条例第8条第1項の規定による届出は、様式第2号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第10条 条例第9条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- (2) 資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

イ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）若しくは三親等以内の親族（以下この号及び次号において「役員等」という。）との取引

ウ 役員等の使用人若しくは役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者又はこれらの者の配偶者若しくはこれらの者と生計を一にしている三親等以内の親族（次号において「役員等の使用人等」という。）との取引

(4) 次に掲げる報酬、給与等に関する事項

ア 役員等及び役員等の使用人等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに係る部分を除く。）

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

2 条例第9条第2項第4号の規則で定める書類は、条例第4条第1項第5号及び第6号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第5条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

(インターネットの利用により公表する書類)

第11条 条例第9条第5項の規則で定める書類は、同条第2項第2号に掲げる書類並びに同項第3号に掲げる書類のうち前条第1項第2号及び第5号に掲げる事項を記載したものである。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 条例第10条第1項の規定による書類の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、様式第3号により行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給後遅滞なく、様式第4号

により行わなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第 13 条 第 4 条第 2 項の規定は、条例第 11 条の規定による閲覧について準用する。

2 条例第 11 条の規定による書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、中部総合事務所県民福祉局、西部総合事務所県民福祉局又は東部地域振興事務所に提出し、又は送信するものとする。

(2) 謄写は、複写機により用紙に出力したもの若しくはスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R 若しくは DVD-R)に複製したものの交付又はスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信の方法により行うものとする。

3 謄写を請求する者は、当該謄写に要する費用を負担するものとし、その費用の額は、鳥取県情報公開条例施行規則(平成 12 年鳥取県規則第 8 号)第 8 条の規定の例により算定した額とする。

(平 27 規則 40・平 30 規則 19・令元規則 4・令 3 規則 11・一部改正)

(解散の届出)

第 14 条 条例第 12 条の規定による届出は、様式第 5 号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(合併の届出)

第 15 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、様式第 6 号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条及び第 6 条の規定は、この規則の施行の前日にされた申出についても適用する。

3 平成 25 年 3 月 31 日までの第 13 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「中部総合事務所地域振興局」とあるのは「中部総合事務所県民局」と、「西部総合事務所地域振興局」とあるのは「西部総合事務所県民局」とする。

附 則(平成 27 年規則第 40 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 59 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 11 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 36 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

(備え置くべき書類に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 10 条第 1 項の規定は、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成 25 年鳥取県条例第 4 号）第 2 条第 1 項に規定する控除対象特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度において備え置くべき書類について適用し、控除対象特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において備え置くべき書類については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

3 新規則様式第 3 号の様式は、控除対象特定非営利活動法人が施行日以後に開始する事業

年度において提出する書類について適用し、控除対象特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出する書類については、なお従前の例による。